

刈り草コンポスト化センター電気設備工事

実施設計図

平成 29年 8月

亀 山 市

電気設備工事図面リスト

電気設備図	
D 01	電気設備工事特記仕様書 1
D 02	電気設備工事特記仕様書 2
D 03	電気設備工事特記仕様書 3
D 04	電気設備整備図
D 05	受変電盤図・HH標準図

備考	平成 29 年 8 月 日	SCALE : -	工事名称	図面名称
		龜山市建設部 営繕住宅室	刈り草コンポスト化センター電気設備工事	図面リスト

電気設備工事特記仕様書

(包含工事の場合、印の項目及び事項については元請負者の業務内容を含むものとする。)

Table with 2 columns: 1. 工事概要 (Project Overview) and 2. 建物概要 (Building Overview). Includes project name, location, and building details like area and structure.

(延べ面積は建築基準法による表記)

Table with 3 columns: 工 事 種 目 (Work Item), 構 内 (Indoor), 工 事 場 所 (Work Location). Lists various electrical equipment and their locations within the building.

5. 県内企業優先使用
本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。

6. 不当介入を受けた場合の措置
暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除処置要綱第2条第1項第1項第10号）を受けた場合の措置について

7. 総合評価方式
総合評価方式の工事において、技術提案の不履行があった場合は、本工事の完成年度翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）、で、審査の評価において発注工事の技術評価点（満点）の1割を減点する。また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は不履行工事件数に応じて、発注工事の技術評価点（満点）を減点する。

8. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間（国総建第74号 平成21年6月30日 国土交通省総合政策局建設課長）
(1)現場施工に着手するまでの期間
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所を設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との合意を以て定める。

共通仕様
1. 適用
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。（最新のものを適用）
・国土交通省大臣官庁官庁設備部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省大臣官庁官庁設備部監修「公共建築設備工事標準仕様書」（電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省大臣官庁官庁設備部監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」
・国土交通省大臣官庁官庁設備部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修「建設設備附属設計・施工指針」
・電気設備に関する技術を定める省令（電気設備技術基準）
・電気工事業の業務の適正化に関する法律
・電気工事法
・労働安全衛生法
・消防関連法規（条例・省令等）
・電力会社供給約款
・その他関連法令、関連標準

2. 一般共通事項
下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、○印のついたものを適用する。

Table with 3 columns: 項 目 (Item), 特 記 事 項 (Remarks), and 1. 一般事項 (General Items). Lists specific technical requirements and conditions for the electrical equipment.

Table with 3 columns: 17. 機器類の能力等 (Equipment Capacity), 18. 鋼材検査証明書 (Steel Inspection Certificate), 19. 工程表 (Schedule), 20. 工事写真 (Construction Photos), 21. 施工条件 (Construction Conditions), 22. 埋蔵文化財調査 (Buried Cultural Heritage Survey), 23. 部分引渡し等 (Partial Handover), 24. 事故の発生時 (Accident Occurrence), 25. 建設副産物 (Construction By-products), 26. 発生材の処理等 (Waste Material Handling), 27. 電子納品 (Electronic Submission), 28. 官公署への手続き (Procedures to Government), 29. 防火対象物使用開始等 (Fire-protected Object Use Start), 30. 既設との取合い (Existing Conditions), 31. 工事用仮設物 (Temporary Construction Objects), 32. 工事用電力、水、その他 (Construction Power, Water, etc.), 33. 工事中等の安全管理 (Safety Management During Work), 34. 搬入計画 (Delivery Schedule), 35. 製品確認 (Product Confirmation), 36. 機材等の検査及び試験 (Inspection and Testing of Materials), 37. 完成確認及び完成検査時等の電源確保 (Completion Confirmation and Power Security), 38. 完成時の操作説明 (Operation Instructions at Completion), 39. 不正軽油の使用の禁止 (Prohibition of Improper Light Oil Use), 40. その他 (Others).

工事仕様
1. 工事範囲
主な工事範囲は、下記の 印のついたものである。

Table with 3 columns: 工事種目 (Work Item), 機器等 (Equipment), and 配 管 等 (Piping, etc.). A detailed grid showing the scope of work for various electrical systems like lighting, power, and communication.

注
・「機器等」には、スイッチ、コンセント等の器具類を含む。
・「配管等」及び「配線等」の「金属管」には、金属管を含む。
・「配管等」の「埋設」には、金属管埋設、合成樹脂管埋設を含む。
・「配管等」の「架空等」は、ケーブルの「ちよう架」、「吊り」、「ころが」、「架空」等による配線及びケーブル、D.V線等による架空配線とす。
・「機器等」の「設置」には、増設、取替を含む。
・「機器等」、「配管等」及び「配線等」の「脱着」には、移設、取外し保管を含む。



分類	資機材名	適用範囲	規格・メーカー等
電線	電線、ケーブル類 (エコ電線、ケーブルを優先使用)	一般配線工事に使用するもので、エコ電線・ケーブルのあるもの	・ J I S規格適合品 ・ J C S (日本電線工業会規格)規格適合品
		上記以外一般配線工事に使用するもの	・ J I S規格適合品
	耐火、耐熱電線	耐火・耐熱性を必要とする場所に使用するもの	・登録認定機関(社)電線総合技術センター)または指定認定機関(社)日本電線工業会(耐火・耐熱電線認定業務委員会)により認定または評定されたもの ・(社)日本電線工業会により自主認定(評定)されたもの
	圧着端子 種圧着スリーブ	一般配線工事に使用するもの	・ J I S規格適合品
電線保護物類	金属製、V E、P F、H I V E、F E P、C D、合成樹脂製かつ重量、可とう電線管、フロアダクト、巻付用品	一般配線工事に使用するもの	・ J I S規格適合品 ・(社)日本電線工業会規格(耐火・耐熱電線認定業務委員会)により認定または評定されたもの ・ J I S規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
配線器具	コンセント、スイッチ	一般配線工事に使用するもの	・ J I S規格適合品 ・ J I S規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
照明器具	蛍光灯器具 (省エネ型を優先使用)		・ J I S規格適合品 ・(社)日本照明器具工業会標準(J I L規格)適合品 メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	非常用照明器具		・指定認定機関による型式適合認定または型式部材等製造者認証を受けたもの ・(社)日本照明器具工業会の自主評定を受け、J I L 5 5 0 1の適合マークが貼付されたもの
	誘導灯		・登録認定機関(社)日本電気協会(J E A誘導灯認定委員会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
	その他の照明器具		・ J I S規格適合品 ・(社)日本照明器具工業会標準(J I L規格)適合品
	安定器	高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器 上記以外のもの	メーカーは「設備機材等評価名簿」による
照明制御装置	センサ、照明制御部等		メーカーは「設備機材等評価名簿」による
インバータ装置	可変速運転用インバータ装置	可変速電動機用	メーカーは「設備機材等評価名簿」による
換気扇	窓用換気扇		・ J I S規格適合品
管保護装置	遮断針設備(突針、支持管、引下げ構、試験用接続端子箱、他)		・ J I S規格適合品
サージ保護デバイス	アレスタ(避雷器)	低圧用 S P D 通信用 S P D	・ J I S規格適合品 メーカーは「設備機材等評価名簿」による ・ J I S規格適合品
盤類	分電盤、実験盤		・ J I S規格適合品 メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	制御盤		・(社)日本配線制御盤工業規格(J S I A)適合品 メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	消防防災用制御盤	消防用加圧送水装置、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備に使用するもの、火災通報装置、総合操作盤等の消防用設備等の認定対象品目	・登録認定機関(財)日本消防設備安全センター(消防用設備等認定委員会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
		不活性ガス消火設備等の操作盤、新ガス系消火設備用制御盤、非常通報装置等の消防防災用設備機器の性能評定対象品目	・(財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、評定証票が貼付されたもの
	キュービクル式配電盤		・ J I S規格適合品 メーカーは「設備機材等評価名簿」による
高圧スイッチギヤ	C W形、P W形		・(社)日本電機工業規格(J E M)適合品 メーカーは「設備機材等評価名簿」による
高圧機器	高圧潮流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧避雷器		・ J I S規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(J E C)適合品 メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	断路器		・ J I S規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(J E C)適合品
遮断器	高圧交流遮断器		・ J I S規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(J E C)適合品 メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	配線用遮断器、漏電遮断器		・ J I S規格適合品
変圧器	高圧変圧器	特定機器	・(社)日本電機工業規格(J E M)適合品のトップランナー変圧器 メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		特定機器以外の変圧器	・ J I S規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(J E C)適合品
コンデンサ	高圧連相コンデンサ	直列リアクトルを含む	・ J I S規格適合品 コンデンサのメーカーは「設備機材等評価名簿」による
	低圧連相コンデンサ	直列リアクトルを含む	・ J I S規格適合品
計器用変成器	計器用変圧器、計器用変流器		・ J I S規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(J E C)適合品
計器	電圧計、電流計、周波数計、力率計、電力計、電力計(無検定、検定付)、他		・ J I S規格適合品
継電器	保護継電器		・ J I S規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(J E C)適合品
絶縁監視装置	絶縁監視装置	高圧回路用、低圧回路用	メーカーは「設備機材等評価名簿」による

分類	資機材名	適用範囲	規格・メーカー等
直流電源装置	蓄電池	消防用設備以外に使用するもの	・ J I S規格適合品 メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	整流装置	防災電源用以外に使用するもの	・ J I S規格適合品
	防災電源用	消防用非常電源、非常灯専用予備電源	・登録認定機関(社)日本電気協会(J E A蓄電池設備認定委員会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
交流無停電電源装置	交流無停電電源装置(U P S)	定格出力3 0 0 k V A以下のもの	・ J I S規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(J E C)適合品 メーカーは「設備機材等評価名簿」による
発電設備	ディーゼル発電装置	防災電源用以外に使用するもの	・発電機及び原動機(ディーゼル機関)は J I S規格又は(社)日本電機工業規格(J E M)の適合品
	ガスタービン発電装置	防災電源用以外に使用するもの	・発電機及び原動機(ガスタービン)は J I S規格又は(社)日本電機工業規格(J E M)の適合品
	防災電源用	消防用非常電源、非常灯専用予備電源	・登録認定機関(社)日本内務省消防設備協会)の認定を受け、認定証票(長時間形)が貼付されたもの
太陽光発電装置	パワーコンディショナ	出力1 0 k W未満のもの(系統連係保護機能を有するものを含む)	・ J I S規格適合品
	太陽電池アレイ(太陽電池モジュール)及びアレイ接続箱	出力1 0 k W以上のもの(系統連係保護機能を有するものを含む)	・ J I S規格適合品 メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	架台	太陽電池アレイの製造者が推奨するもの、太陽電池アレイの製造者が同等と認められたもの、上記と同等であると認められたもの	・ J I S規格適合品で高効率型のもの
構内交換装置	交換機、局線中継台、電源装置、電話機		・登録認定機関(財)電気通信端末機器審査協会(J A T E)等の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの
拡声装置	非常用放送設備	非常用放送設備として使用するもの	・登録認定機関(日本消防検定協会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
テレビ共同受信装置	アンテナ、ブースター、混合器、分波器、分配器、分配器、テレビ端子、他	右記の認定品のあるもの	・優良住宅部品(B L部品)の認定を受けたもので、B Lマーク証紙が貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの、N H K共同受信施設使用機材仕様規格適合品の認定を受けたもので、証明するマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・ J E I T A デジタルハイビジョン受信マーク登録品の認定を受けたもので、D Hマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・上記と同等であると認められるもの
監視カメラ装置	カメラ、モニター、録画装置、他		メーカーは「設備機材等評価名簿」による
自動火災報知装置	感知器、発信機、中継器、受信機、漏電火災警報器		・登録認定機関(日本消防検定協会)の検定を受け、検定合格証票が貼付されたもの
中央監視制御設備	中央監視制御装置		メーカーは「設備機材等評価名簿」による
マンホールハンドホール	蓋	鋳鉄製	メーカーは「設備機材等評価名簿(機械設備機材評価名簿・鋳鉄製)」による
	柵	レディミクストコンクリート、セメント	・ J I S規格適合品
電柱	コンクリート柱		・ J I S規格適合品

注 ・「 J I S規格適合品」と指定された資材は、工業標準化法に基づく適合の表示(製品・包装の外表面、容器の外表面、結束荷札ごとの納品書に J I Sマーク表示、または J I S規格証明書の添付)のあるものとする。  
 ・「設備機材等評価名簿」とは、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿(電気設備機材・機械設備機材)」の最新版をいう。ただし、納入地区及びアフターサービス地区に中部地区または近畿地区が含まれ、評価の有効期間内にある場合のみ有効とする。  
 ・「設備機材等評価名簿」に記載されていないメーカーの資機材を使用する場合は、評価基準と同じ条件を満たすことを証明する書類を監督員に提出し、承諾が得られた場合のみ使用できるものとする。  
 ・特殊仕様の資機材を使用する必要がある場合は、仕様、性能等を証明する書類を監督員に提出し、承諾が得られた場合のみ使用できるものとする。

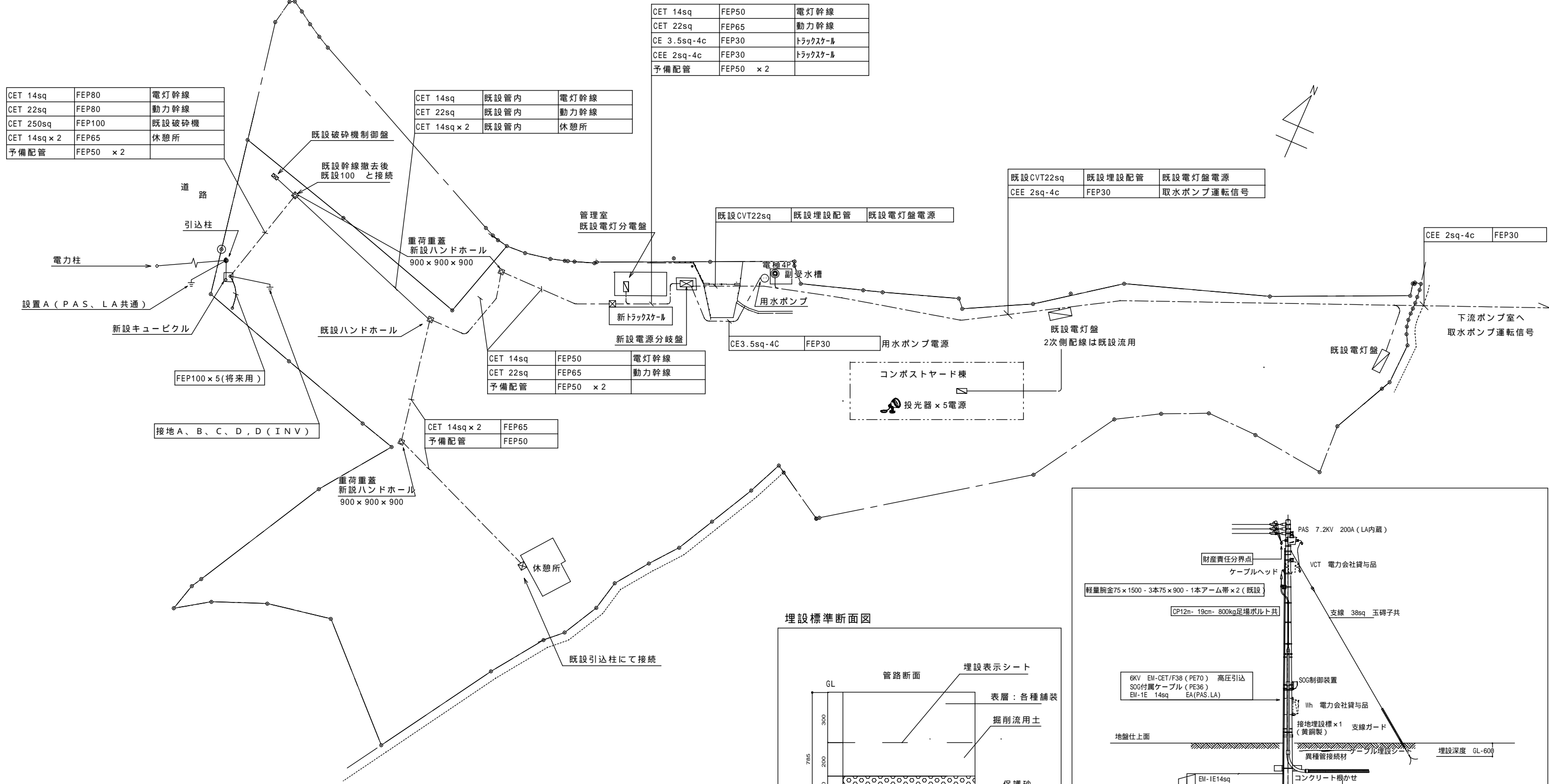
完成書類 引き渡し時には下記の書類を提出する。	名 称	完成書類	部数
完成図(原図サイズ)	竣工図(製本)	竣工図(製本)	1部
	竣工図(製本)	竣工図(製本)	1部
	完成図(原図サイズA 4折り)	ファイル綴	1部
	完成図(A 3縮小二つ折り)	竣工図(製本)	2部
機器完成図	・制御システム図 ・システム系統図 ・資・機材一覧表 ・機器完成図 ・取扱説明書 ・試験結果報告書 ・工場試験成績書 ・発注計算・検計書 ・予備品・付属品一覧表 ・機器銘板の写し ・検査済証 ・保証書 ・メンテナンス要領書 ・メンテナンス参考書者一覧表 ・官公庁手続き書類一覧表 ・その他監督員の指示するもの *各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	2部
	安全に関する資料 ・制御システム図 ・システム系統図 ・資・機材一覧表 ・機器完成図 ・取扱説明書 ・試験結果報告書 ・工場試験成績書 ・予備品・付属品一覧表 ・機器銘板の写し ・保証書の写し ・メンテナンス要領書 ・メンテナンス参考書者一覧表 ・その他監督員の指示するもの *各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	2部
工事に関する書類	・工事カルテ受領書の写し ・施工計画書 ・工事要領書 ・部分下請負通知書及び下請負契約書の写し ・施工体制台帳及び施工体系図 ・総合評価方式技術提案履行確認協議書及び確認書 ・工事進捗状況報告書 ・各種計画書及び報告書 ・提出ガス対策型建設機械使用報告書 ・工事日報 ・工事打合簿 ・段階確認書 ・工事事故報告書 ・安全管理関係書類 ・使用機材届出書 ・工事材搬入報告書 ・機材明細図 ・機材の点検及び性能証明書 ・各種計算・検計書 ・工場試験成績書 ・試験結果報告書 ・計測機器校正証明書又は精度保証書の写し ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 ・産業廃棄物処理計画表 ・マニフェスト票の写し ・現場安全計画書 ・再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書 ・再生資源化等完了報告書(特定建設資材廃棄物) ・工事写真(サムネイル及び代表写真) ・足場施工写真 ・完成写真 ・検査立会者名簿 ・指示事項履行報告書 ・手直し結果等報告書 ・その他監督員の指示するもの *各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	1部
	官公庁手続き書類 ・官公庁手続き書類一覧表 ・官公庁手続き書類(本冊)	ファイル綴	1部
電子納品			2部
完成検査写真			1部
工事事務引渡書 引渡目録 工事書類預かり書			3部

注 ・安全に関する資料は、国土交通省「施設安全マニュアル作成要領」を参照する。  
 ・改修工事等は既存の完成図を修正すること。  
 ・白抜き(消滅不可)で文字消滅のないこと。表紙(可能な範囲で背表紙にも)に「年度、工事名、工期、竣工図(又は施工図)、請負者名」を印字(シール不可)すること。  
 ・作成しがたい場合は、監督員との協議による。  
 ・上記表は標準の部数であり、詳細については監督員の指示による。  
 ・その他監督員の指示する書類を作成して提出すること。  
 ・ファイルはチューブファイル以上とする。  
 ・完成書類の著作権にかかわらず使用権は発注者に移譲するものとする。

機器標準取付高さ 標準の高さである。詳細については監督員と協議する。(印はバリアフリー対応)	名 称	側 点	取付高さ(mm)	備 考
電力	接地端子盤	床上-下端		
	取引用計器	地上-窓中心	1,800-2,000	
	引込開閉器	床上-中心	1,800-2,000	
	分電盤	床上-中心	1,500	上端1,900mm
電灯	スイッチ	床上-中心	1,300	1,000mm
	コンセント(一般)	床上-中心	300	400mm
	コンセント(和室)	床上-中心	200	
	コンセント(台上)	床上-中心	150	
	コンセント(WP)	床上-中心	1,000	
	コンセント(地下)	床上-中心	1,000	
	コンセント(土間)	床上-中心	500	
	ブラケット(一般)	床上-中心	2,100-2,300	
	ブラケット(鏡上)	鏡上-中心	150	
	ブラケット(処理場)	床上-中心	2,500	
動力	壁掛型制御盤	床上-中心	1,500	上端1,900mm
	手元開閉器	床上-中心	1,500	
電話	操作スイッチ	床上-中心	1,300	
	端子盤	床上-下端	300	
	保安器盤	床上-中心	2,000	
時計・拡声	壁位置ボックス	床上-中心	300	
	壁位置ボックス(和室)	床上-中心	200	
	壁掛型時計	床上-中心	1,500	上端1,900mm
	子時計	床上-中心	2,300	
表示	壁掛型スピーカ	床上-中心	2,300	2,500mm
	アッチネータ	床上-中心	1,300	
インターホン	表示器	床上-中心	2,300	
	壁付発信器	床上-中心	1,300	
	ベル・ブザー・チャイム	床上-中心	2,300	
	壁付インターホン	床上-中心	1,300	
	壁位置ボックス	床上-中心	300	
テレビ	壁位置ボックス(和室)	床上-中心	200	
	子機(身障者用)	床上-中心	1,100	
	呼出しボタン(身障者用)	床上-中心	800-950	便座先端から後方へ100-200mm 2個目(高700mm、便座先端から前方400mm)
	表示灯(身障者用)	床上-中心	1,800	
火災報知	機器収容箱	床下-中心	2,000	
	直列ユニット	床上-中心	300	
	直列ユニット(和室)	床上-中心	200	
	発信器	床上-中心	1,300	
	表示灯	床上-中心	1,800	
	ベル	床上-中心	2,300	

参考資料：高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(最終改正 平成21年国土交通省令第006号)  
 ユニバーサルデザインのまちづくり指針 整備マニュアル(平成20年4月 三重県)

設計図書に関する情報欄	
建築士法第20条第5項の規定に基づく表示 建築設備の設計に関し、建築設備士に意見を聴いていない。 建築設備の設計に関し、建築設備士に意見を聴いた。	
【氏 名】	
【資 格】	
【勤 務 先】	
【登録番号】	
【意見を聴いた設計図書(図面番号)】	



CET 14sq	FEP80	電灯幹線
CET 22sq	FEP80	動力幹線
CET 250sq	FEP100	既設破砕機
CET 14sq x 2	FEP65	休憩所
予備配管	FEP50 x 2	

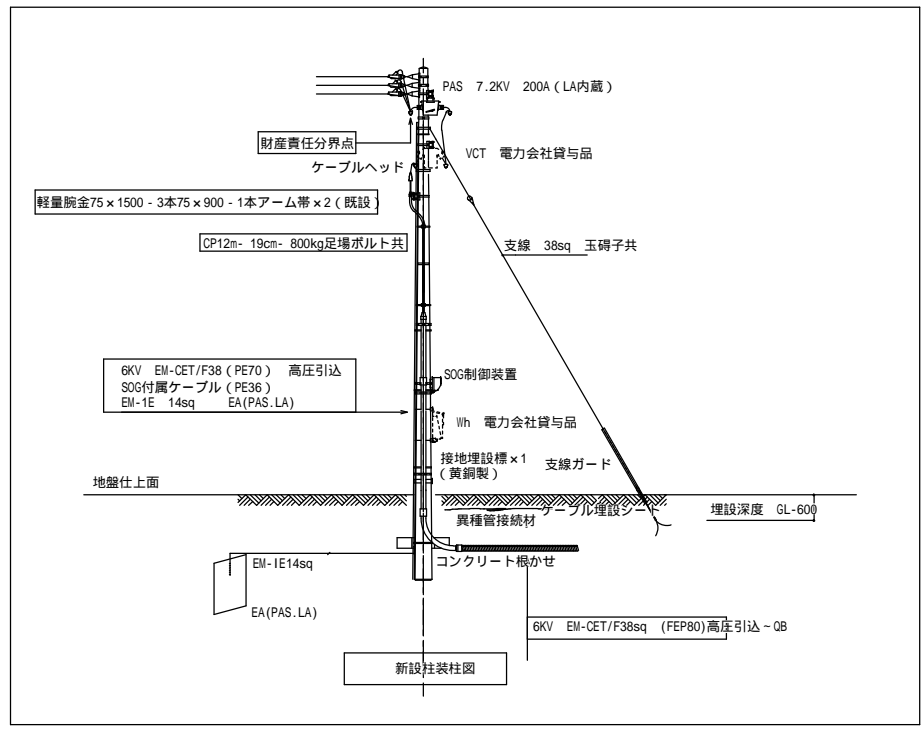
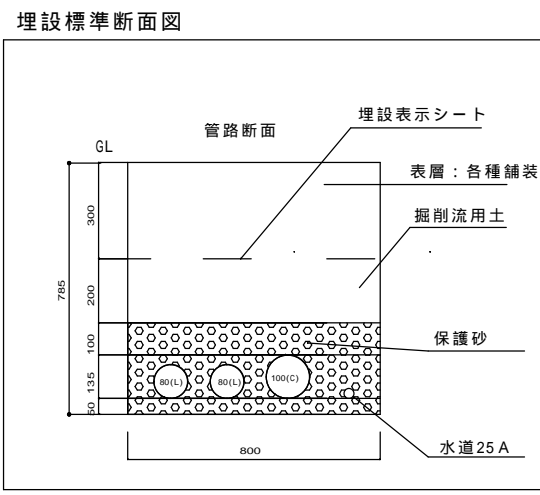
CET 14sq	既設管内	電灯幹線
CET 22sq	既設管内	動力幹線
CET 14sq x 2	既設管内	休憩所

CET 14sq	FEP50	電灯幹線
CET 22sq	FEP65	動力幹線
CE 3.5sq-4c	FEP30	トラックスケール
CEE 2sq-4c	FEP30	トラックスケール
予備配管	FEP50 x 2	

CET 14sq	FEP50	電灯幹線
CET 22sq	FEP65	動力幹線
予備配管	FEP50 x 2	

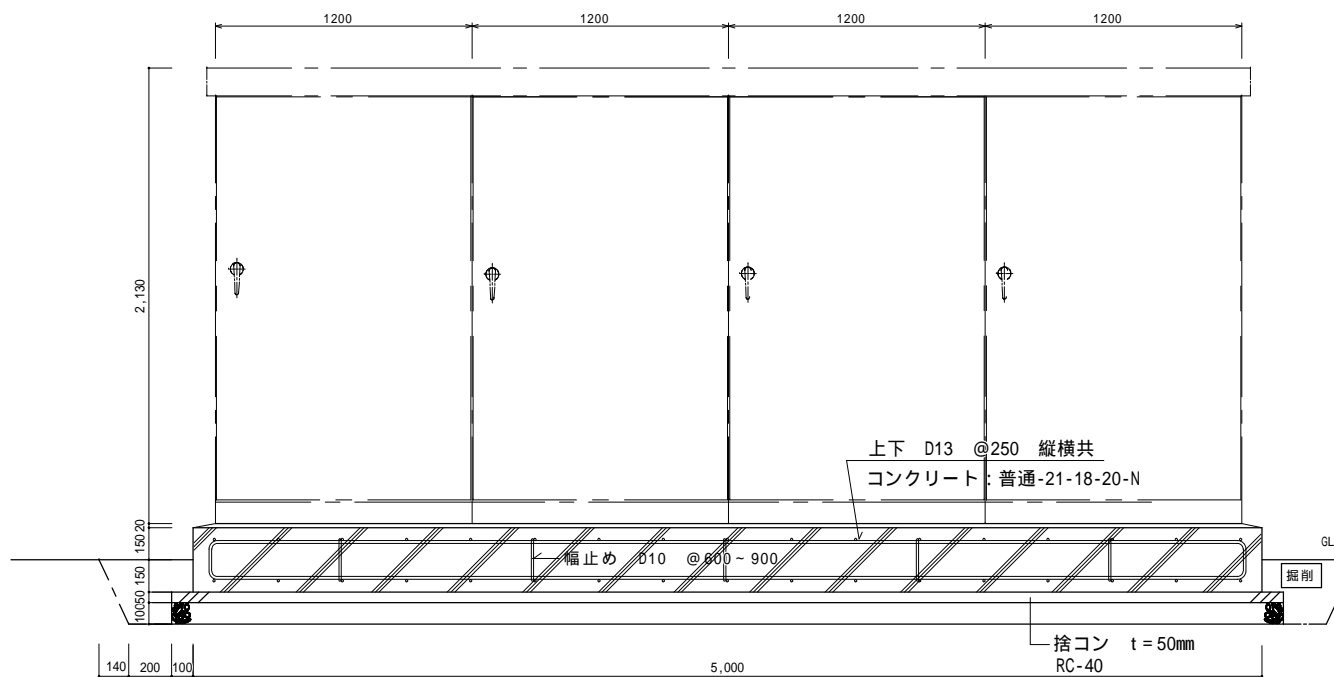
CET 14sq x 2	FEP65	
予備配管	FEP50	

平面図 1/500

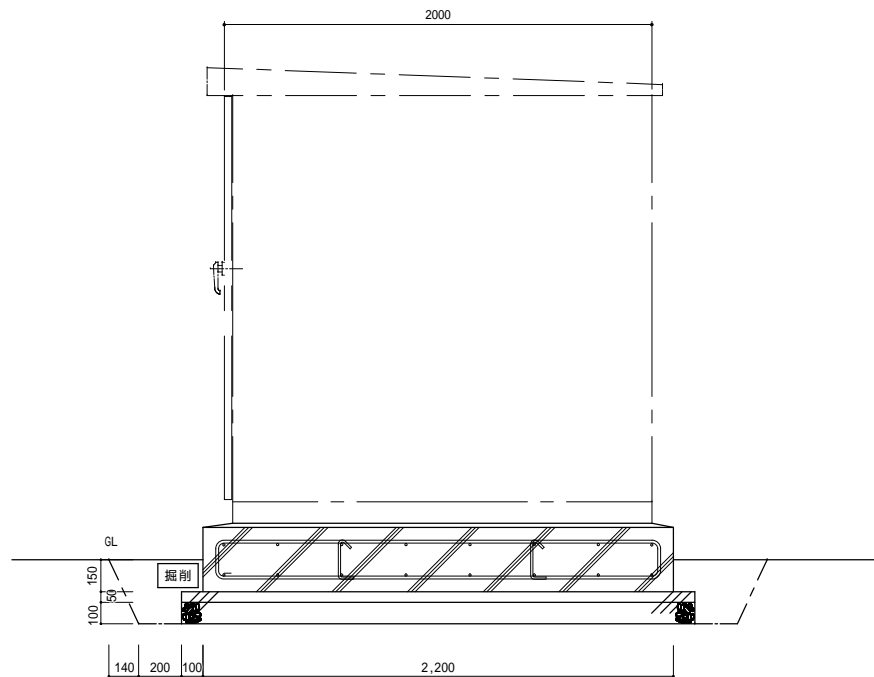


備考	平成 29 年 8 月 日	SCALE : 1/500	工事名称	図面名称
		亀山市建設部	刈り草コンポスト化センター電気設備工事	電気設備整備図
		営繕住宅室		

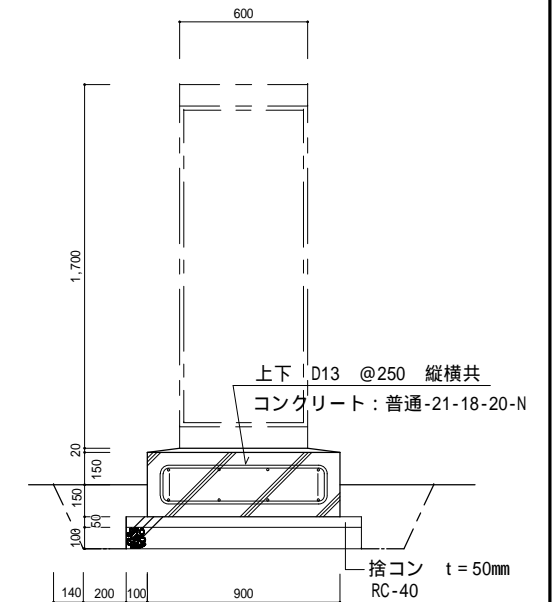
D04



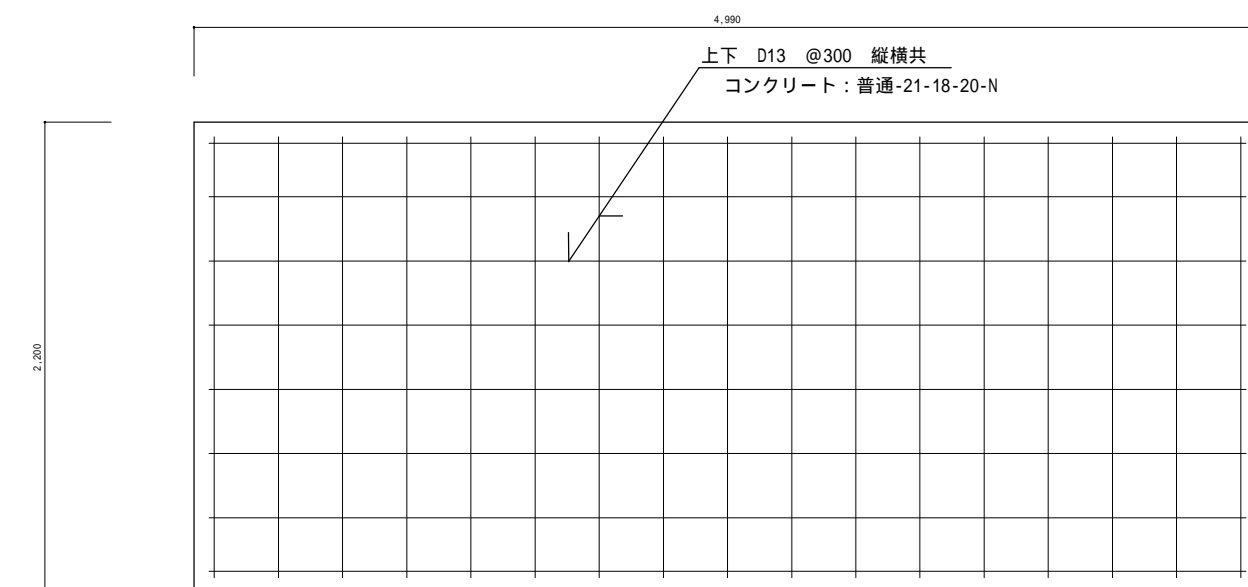
キュービクル正面図 1/25



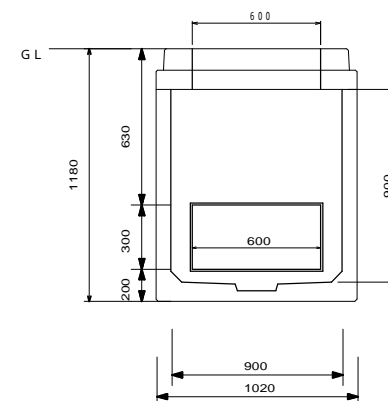
キュービクル側面図 1/25



屋外自立型分岐盤 1/25



基礎図 1/25



900×900×900(重荷重蓋付)  
ハンドホール据付詳細図 S=1/15

高圧受変電盤仕様

1.形式	屋外自立型キュービクル式受電設備 銅板製 T6(VCB)CBタイプ一般品国土交通省仕様(中部電力管内)	
2.数量	3 3W 6600V 60HZ	
3.概略寸法	H2300×W4800×D2000 引込み盤W900、トランス盤W1800、動力盤W1200、電灯盤W900	
4.取付機材	<p>1) 盤面取付機材</p> <p>(1) 名称銘板 一式</p> <p>(2) のぞき窓 一式</p> <p>(3) その他必要なもの 一式</p> <p>2) 盤内取付機材</p> <p>VCT-SP無、WH-SP無</p> <p>DS×3 400A 3極単投(三菱)VT VM9000V</p> <p>VCB 600A</p> <p>CT50/5A OCR AM</p> <p>LBS SRX SC 53.2k ar</p> <p>LBS SRX SC 79.8k ar</p> <p>LBS TR 3 200kVA 防振ゴム付き</p> <p>ELB3P200A×3</p> <p>ELB3P400A×2</p> <p>ELB3P100A×2</p> <p>LBS TR 3 (440V) 150kVA 防振ゴム付き</p> <p>ELB3P400A×1</p> <p>LBS TR 1 50kVA</p> <p>ELB3P200A×2</p> <p>ELB3P100A×2</p> <p>ELB3P50A×5(S)</p> <p>ELB3P20A×2(S)</p>	<p>JEM-TR252対応品(1.0)</p> <p>標準色焼き付け塗装</p> <p>底板付き</p> <p>分割加工付き(3)</p> <p>MCR:フラッシュプレート(三菱)</p> <p>トランスメーカ:三菱</p> <p>LGR-1×n</p> <p>側面FAN×2</p> <p>CON</p> <p>DR-SW</p> <p>LA×3</p> <p>THR高圧MMを使用</p> <p>MCBに端子台付き</p> <p>パーツ/カドニカDC24V</p> <p>パーツ/栓型ヒューズ</p> <p>パーツ/キーブリレー×10</p> <p>パーツ/補助リレー×10</p> <p>MC/20A×1</p> <p>TM/AC100/200V×1</p>
5.基礎固定具	SUS304アンカーボルト 台座:溶融亜鉛メッキどぶづけ	

屋外自立型分岐盤

1.形式	屋外自立型分岐盤設備 銅板製	4.標準色焼き付け塗装
2.数量	3 200V 1 100V	5.基礎固定具
3.概略寸法	H1600×W600×D600程度	SUS304アンカーボルト
		台座:溶融亜鉛メッキどぶづけ

備考	平成 29 年 8 月 日	SCALE : 1/25	工事名称	図面名称
		亀山市建設部 営繕住宅室	刈り草コンポスト化センター電気設備工事	受変電盤図・HH標準図

D05